ご 旅 行 条 件（要 約）

申し込み・お支払い・旅行契約の成立

当会指定の申込書に必要事項をご記入のうえ、下記の申込金を添えてお申し込みください。お申込金 30,000 円は旅行代金の一部、取り消し料の一部として取り扱い、申込金の受理をもって契約の成立となります。尚、残金のご請求につきましては、別途請求書を発行いたしますので指定期日までにお支払いください。

お振込先　　ゆうちょ銀行　　記号番号；10110-51145261
特定非営利活動法人　東アジア交流協会

旅行費用に含まれるもの

a) 行程表に示された、成田→北京→銀川→北京→成田のエコノミークラス航空運賃･燃油サーチャージ･空港税
b) 行程表に示された、移動及び観光における専用バスの費用と工作道路及び駐車場費用
c) 宿泊料金（２人１部屋使用／いずれも R･O･H／４星級カテゴリー）
北京：京倫飯店・台湾飯店 又は 同等のホテル／阿拉善：龍信賓館
d) 入場料（北京：万里の長城・頤和園・故旧・その他、銀川：西夏王陵）
e) 全行程食事付（但し、機内食が提供される場合は、機内食とする。）

地上費用に含まれないもの

a) お一人につき２０kg を超える超過手荷物料金
b) 個人的費用（電報・電話・FAX 代、クリーニング代、飲物代、その他個人的費用とそれにかかる税金・サービス料金及びガイド、ホテルポーターへのチップ）
c) 医療費・旅行傷害保険
d) 日本国内における交通費・宿泊代及び食費
e) 昼・夕食時における飲物代の一切（アルコール、ソフトドリンク等）
f) 一人部屋使用差額追加料金（８泊分）計　＠￥３１，９００.－

取消と取消料規定

取消料：旅行出発日の前日から起算して 30 日目以降･･･旅行代金の 20%／旅行出発日の前日、前々日･･･旅行代金の 50%
旅行出発日当日以降･･･旅行代の 100%

当社の責任及び免責

1) 当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により、お客様に損害を与えた時はその損害を賠償する責を任じます。但し損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に通知があった場合に限ります。
2) 次のような場合は原則として当社は責任を負いません。
・天災地変、戦乱、暴動又はこれらの為に生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
・運送、宿泊機関の事故もしくは火災又はこれらのために生じる旅の変更もしくは旅行の中止
・日本もしくは外国官公署の命令、外国の出入国規制もしくは伝染病による隔離又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
・自由行動中の事故
・食中毒、盗難
・運送機関の遅延、不通、旅行サービス提供機関の争議行為またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは中止
3) 当社は手荷物について生じた損害については、損害の発生から 21 日以内に当社に通知があったときに限り、お客様１名に付き 15 万円を限度として賠償します。

特別補償

1) 当社は特別補償規定に基づき、お客様が企画手配旅行中に急激且つ偶然な外来の事故により、その生命又は身体のうえに被った一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。尚携行品の損害については補償いたしません。
2) 前号第 1）に基づく当社の賠償責任が生ずる時は、前号の補償金は当社が支払うべき損害賠償金の一部とみなします。

旅行条件の基準日

記載の条件は 2009 年 6 月現在の運賃、料金を基準とします。

日中青少年環境＆スポーツフォーラム実行委員会
特定非営利活動法人 東アジア交流協会内
〒104-0033　東京都中央区新川 2-2-2 八重洲第２パークビル 5F
電話；03-3206-0206　Fax；03-3206-0212